

足立納税貯蓄連合会 No152

足立税務署長・足立都税事務所長着任のごあいさつ
第 65 回定時総会報告・組合長会議開催
国税・都税・区税のお知らせ
会員リレー投稿 副会長・浅井 弘



一年間の延期があったオリンピック・パラリンピック東京 2020 大会は多難な事態の中、堂々行われました。ご当地開催とはいえ、日本としては史上最多メダル数を勝ち取り、新記録が生まれたり数々のドラマが生まれ、少なからず感動を与えてくれました。このような時の実施は世界でもいつまでも語り続けられることでしょう。

写真は、オリンピックスタジアム（新国立競技場）とそれぞれのマークです。

足立納税貯蓄組合連合会 <http://www.adachinoren.org/>

着任のご挨拶

足立税務署長 山田 晃央



秋涼の候、足立納税貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、ご事業への深刻な影響がある方々が多くいらっしゃると思います。まずは、お見舞い申し上げます。

このような中、八木澤会長をはじめ、役員並びに組合員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

足立納税貯蓄組合連合会の皆様方には、税務行政の根幹の一つであります期限内納税の推進に積極的に取り組んでいただき、特に金融機関と連携を図り、他の模範となるべき消費税積立預金等の商品化等により、滞納未然防止に多大な貢献をいただいております。

また、中学生の「税についての作文」募集事業につきましては、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした非常に重要な事業であり、皆様方の租税教育に対する熱心な取組により、昨年度も足立税務署管内18の中学校から多数の応募があったと伺っております。

当署といたしましても、引き続き、皆様方と力を合わせて募集事業の推進に取り組んでまいり、昨年同様、さまざまな場面で連携・協調に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、皆様方もご承知のとおり、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、それに先立ち本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

国税庁では、ホームページ内に「インボイス制度特設サイト」を設けて、インボイス制度の概要を解説したリーフレットやパンフレット、Q&Aを掲載するとともに、国税庁動画チャンネルにも解説動画を掲載し、また、オンライン説明会のご案内も行っております。

当署におきましても、さまざまな機会をとらえ、引き続き周知や広報を行うほか、講師派遣についても前向きに取り組んでまいります。

貴連合会におかれましても、会員の皆様に対し、研修の場や広報誌への掲載などの方法で、事業者登録の受付開始について、広く周知・広報に御協力いただくようお願いいたします。

また、会員の皆様方が登録申請を行う際には、スマートフォンやe-Taxによる「登録申請書」の提出と、電子データによる「登録通知書」の受領を是非ともお願いいたします。

最後になりますが、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

東京都足立都税事務所長 成瀬 貴子



仲秋の候、足立納税貯蓄組合連合会の会員の皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年4月に、東京都足立都税事務所長に着任いたしました成瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

八木澤会長をはじめ、役員並びに会員の皆さまには、日頃より東京都の税務行政に格別のご支援とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆さまには、納税貯蓄組合活動を通じて、口座振替制度等の納税推進、広報、イベント等の開催による納税道義の高揚、更には「税についての作文」を通じた租税教育の推進など、東京都の税務行政に多くのご協力をいただいているところでございます。

この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

また、「東京2020大会」では、多大なるご協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が広がる中、社会全体が大きな不安を抱える状態が続いております。

東京都では様々なコロナ対策を行っているところではございますが、度重なる緊急事態宣言下、皆さまに大変なご不便を強いる状況が続いておりまして、心苦しい限りです。

本年、都税に関しましては、固定資産税に関する軽減措置、各種猶予制度等、コロナ禍での特例的制度を設けております。詳細は、都税事務所までお問い合わせください。主税局のホームページにも掲載しております。

また、コロナ関係の東京都の協力金、支援金、給付金等の申請につきましては、東京都のホームページでご確認いただけますので、ご覧いただければ幸いです。

併せまして、昨年からスマートフォンやタブレット端末を利用した「スマートフォン決済アプリ」による税の納付が可能となりました。

今般、コロナ禍におきまして、対面によらないデジタル化の推進が一層求められております。東京都としても、様々な取組を継続して進めてまいり所存でございます。

厳しい局面の下、東京都の運営の根幹を支える税務行政の推進には、皆さまの真摯なお力添えが不可欠であります。

今後とも引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、会員の皆さまのご健勝、ご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

お知らせ

第65回定時総会について のお願い

平素より納連の会務運営に深いご理解と多大なる揚力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月25日(日)に発令された第3回となる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における処置では、東京都から緊急事態措置として、不要不急の外出自粛及び施設の使用制限などが要求されています。

新型コロナウイルス感染症が我が国の社会経済に与える影響が甚大であることを鑑み、感染症及びその蔓延防止のための処置として、当納連としては、協議の結果、総会の開催を中止し、書面による総会とすることに致しました。

以上、事情をお汲み取りいただき今後とも宜しくお願い致します。

第65回定時総会

令和2年度事業経過報告

自令和2年4月1日

至令和3年3月31日

足立納税貯蓄組合連合会は、昭和26年に納税貯蓄組合法が施行されてから、昭和31年創設以来、納税貯蓄組合の基本目標である期限内完納の確立を目指してその活動を継続して来ました。

その取組の中心は、税知識の普及と納税思想の高揚を基調に納期内納税の推進と口座振替制度の利用拡大であり、納貯組合創設時の基本目的である納税資金の備蓄等の促進を図り、主要事業である作文募集や、広報活動事業の一環の「あだち区民まつり」での振替勸奨や電子申告の利用促進などの事業はコロナの影響により、中止となり計画通りに実施することができませんでした。

また、昨年12月21日に実施した「中学生の一日税務署長」については、2名の生徒さんが出席し署長任命式を行い、署内の各部署を見学して、各部門の統括官より仕事の概要について説明を受け、後に懇談会を開催し意見の交換を行いました。

中学生の「税についての作文」募集活動につきましては、平成20年度より国税庁とつなぐ全国納税貯蓄組合連合会との共催となり、今年度は1,967編の応募となりました。

次に重点目標である自主納付を推進するための活動については、税理士会足立支部主催の区役所相談会場に於いては、中止となり振替勸奨の活動ができませんでした。

さらに、納税道義の高揚並びに納連PRのため、例年実施していました「あだち区民まつり」での活動は、コロナの影響により中止となりましたが、同様に5月10日北千住駅頭にて広報活動としての都税の「振替推進キャンペーン」も中止となりました。

昨年11月29日(金)に足立税務協力六団体協議会は、11月に足立税務署野口署長の発案により、コロナ対策でのマスク配布を実施しましたところ、納税者から好評でありました。

青年部、女性部の活動に関しても、中止となりました。

新型コロナウイルス感染症に関して、不要不急の外出や会合等を控えるように通達がありました。緊急役員会を開催し協議した結果、総会等の開催を中止し、総会資料と返信ハガキにて、書面決議による総会とする事に決定致しました。また賛助会費等については、後日改めてご協力をお願い致しますので、宜しくお願い申し上げます。

第65回定時総会(2)

令和2年度事業経過報告

年	月	日	事業名	担当部門	事業内容	実施場所	要出席
2	4	22	東総連会長会	会長	令和2年度事業計画・予算	上野精養軒	
2	5	8	広報部会	会長	コロナ対策リンク立上げ	足立税務署	
2	5	12	都税キャンペーン	会長	北千住駅頭 振替推進キャンペーン中止	北千住駅前	
2	5	13	全納連役員会	会長	役員会中止	上野精養軒	
2	5	15	足立納連	会長	第64回定時総会中止	江戸一万来館	
2	5	25	足立租税推進協議会	会長	総会中止	足立区役所	
2	6	4	税務協力六団体長会議	会長	事務引継ぎ中止	足立税務署	
2	6	22	東総連総会	会長	正副会長会中止	上野精養軒	
2	7	1	中学校	総務部	税に関する作文依頼訪問19校	管内19校	
2	7	3	税務関係6団体長会議	会長	確定申告打合せ中止	足立税務署	
2	7	6	中学校	総務部	税に関する作文依頼訪問19校	管内19校	
2	7	13	署長表敬訪問	会長	新任署長挨拶	足立税務署	
2	7	15	東総連青年部総会	青年部	(1)令和2年度活動報告中止 (2)令和2年度活動計画中止	上野精養軒	
2	7	20	署長表敬訪問	会長	表敬訪問署長挨拶	足立税務署	
2	7	21	東総連正副会長会	会長	会務運営中止	上野精養軒	
2	7	27	作文資料預かる	会長	税に関する作文依頼訪問19校	管内19校	
2	8	6	税務関係6団体長会議	会長	今後の事業計画打合せ	足立税務署	
2	8	19	正副会長会	会長	事前打ち合わせ	足立税務署	
2	8	20	青年部役員会	青年部	今後の予定について	北千住明日香	
2	8	25	東総連監査	会長	帳票類監査	納連事務局	
2	9	7	作文資料預かる	会長	税の作文集	足立区役所	
2	9	14	作文審査会	会長	合同審査会	足立税務署	
2	9	25	東総連作文進達	会長	上位作品進達	東総連事務局	
2	10	2	東総連作文審査会	会長	上位作品進達	上野精養軒	
2	10	10	足立まつり	広報部	台風の為中止	千住虹の広場	
2	10	15	税務関係6団体長会議	会長	今後の事業計画打合せコロナ対策マスク配布	足立税務署	
2	11	12	税の作文	会長	表彰状届ける	管内19校	
2	11	18	都税表彰式	会長	功労者表彰	足立都税事務所	
2	11	24	税の作文	会長	表彰状伝達	管内19校	
2	12	2	新年号発刊	広報部	150号	足立税務署	
2	12	8	東総連	会長	正副会長会	上野精養軒	
2	12	15	税務関係6団体長会議	会長	今後の事業計画打合せ	足立税務署	
3	1	7	新年挨拶及び役員会	会長	挨拶周り	足立税務署	
3	1	12	東総連賀詞交歓会	会長	中止	上野精養軒	
3	1	18	税務関係6団体長会議	会長	今後の事業計画打合せ中止	足立税務署	
3	2	12	確定申告応援	会長	コロナ対策上中止	足立税務署	
3	3	19	東総連正副会長会	会長	今後の対応について	上野精養軒	

第65回定時総会(3)

令和3年度事業計画

令和3年度事業計画

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

◇ 基本理念

足立納税貯蓄組合連合会は、基本目標である納期内完納の確立を

目指して、納税道義の高揚を基調に納税資金の備蓄と口座振替制度

の利用拡大を主な活動の基本とする。

1 活動の重点

本年度の活動の重点を次のとおり設定し、納税貯蓄組合員の意識の向上と租税の自主納付体制の確立を図り、広く税についての良き理解者、協力者の拡大に一層努めることとする。

なお、税務行政が納税者サービスの一環として進める電子申告・電子納税の利用促進については、当連合会としても引き続き、事業活動の重点施策の一つとしてあらゆる機会を捉えて普及活動を行うこととし、次代を担う青少年に対する租税教育については、その重要性をこれまで以上に認識し、中学生の「税についての作文」募集活動等を通じて、若い世代に対する納税意識の向上を図ることを活動の大きな柱として、積極的に取り組んで行くこととする。

また、令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられたと同時に実施された軽減税率制度は、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など多くの事業者に係りがあるため、引き続きPR活動を行い、広く定着させる必要がある。

そして、自主納付体制の確立、納期内納税の推進、マイナンバーの利用の普及啓発、更に作文事業等の租税教育活動の充実など、その果たすべき役割は増大の一途を辿っている。

令和3年度は、実態の伴った組合員名簿を備えた明確な納税貯蓄組合として、納貯活動の原点に立ち返り、組織の再構築及び財政基盤の確立を図るとともに、納貯組合の存在意義や果たすべき役割とその重要性を踏まえた上で、新生納貯確立に向けた改革に取り組んで行く。

(1) 振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進

(2) 消費税納税用金融商品の推奨

(3) 正しい税知識の普及と納税思想の高揚

(4) 租税教育活動の推進

(5) 組織の活性化と財源基盤の確立

(6) 青年部、女性部の増強と拡充

(7) e-Tax、eLTAX及び電子納税制度の普及推進

(8) 関係機関及び友誼団体との連携協調

ナンバーの利用の普及啓発、更に作文事業等の租税教育活動の充実など、その果たすべき役割は増大の一途を辿っている。

令和3年度は、実態の伴った組合員名簿を備えた明確

な納税貯蓄組合として、納貯活動の原点に立ち返り、組織の再構築及び財政基盤の確立を図るとともに、納貯組合の存在意義や果たすべき役割とその重要性を踏まえた上で、新生納貯確立に向けた改革に取り組んで行く。

(1) 振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進

(2) 消費税納税用金融商品の推奨

(3) 正しい税知識の普及と納税思想の高揚

(4) 租税教育活動の推進

(5) 組織の活性化と財源基盤の確立

(6) 青年部、女性部の増強と拡充

(7) e-Tax、eLTAX及び電子納税制度の普及推進

(8) 関係機関及び友誼団体との連携協調

2 具体的活動

(1) 振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進

口座振替による期限内納付を図ることは、正に納税貯蓄組合の主体的活動であり、組合員はもとより広く納税者に対し振替納税制度の普及拡大に努める。

また、昨今の経済情勢を反映して、国、地方を問わず税の滞納発生が異常な状態にあることから、滞納になりやすい消費税と自動車税を重点とした期限内納税の推進に重点をおいた活動を展開しつつ、個人住民税特別徴収制度の周知のための広報活動も合わせて行う。

・確定申告期における「振替コーナー」への従事

・「あだち区民まつり」における広報

・都税の「振替推進キャンペーン」での普及拡大

(2) 消費税納税用金融商品の推奨

足立税務協力六団体協議会の働きかけにより、足立成和信用金庫から、新たな消費税納税用金融商品として「消費税納税定期積金」及び「消費税納税融資」ができました。足立納税貯蓄組合連合会としても、積極的にこの商品を推奨していきます。

(3) 正しい税知識の普及と納税道義の高揚

税に対する良き理解者、協力者の拡大を図るため、ニーズに応じた正しい税知識の普及と納税思想の高揚等の啓発活動を積極的に展開する。

・会報「足立納貯連だより」の発行

年2回発行予定(9月、1月)

・組合長会議の開催

年2回開催予定(8月、1月)

・「税を考える週間」行事への参加(11月)

税務研修会、税務署長を囲む座談会の開催等

(4) 租税教育活動の推進

少子高齢化社会の到来に鑑み、時代を担う青少年に対する租税教育の重要性は、一段と高くなっており、従来から当連合会が最重要事業として取り組んでいる、中学生に対する「税についての作文」の募集活動を積極的に推進する。

・優秀作文の表彰式の実施及び展示並びに作文集の作成配付

(5) 組織の活性化と財政基盤の確立

(P 7へ続く)

足立税務署新任署長及び幹部との名刺交換会



令和3年7月16日（金）午前10時より足立税務署共用会議室にて行われた。

八木澤会長の挨拶に引き続き、新任の山田晃央署長より、次のようなご挨拶がありました。

コロナ禍で業務にも支障が生じてきておりますが反面、確定申告をLINEで予約をするなど、これまでやったこのないようなことができるようになったことがあったなど、そしてこれからも納連の皆様の協力をご依頼されました。

続いて、参加者全員と名刺交換をしました。

これからも宜しくお願い致します。



第1回常任理事会および組合長会議開催される

7月16日（金）、足立税務署2階大会議室において、今年度第1回常任理事会並びに組合長会議が行われ、第65回定時総会の報告及び今年度の行事予定につき、次のように決定いたしました。

八木澤会長の挨拶に続き、以下の通り議事に入りました。

議 事

- 1、一般議事事業経過報告などは議事録参照
- 2、今後の主な行事

①中学生の「税についての作文」審議及び表彰について・審査会を9月14日（火）、優秀作品表彰式 今年は無定。②あだち区民まつり・今年は無定。③「税を考える週間」行事

（1）署長を囲む座談会無定、（2）合同税務研修会無定。

（3）足立税務署納税表彰式無定となりました。④その他 青年部・税理士部会、女性部会は無定。⑤東総連城東地区協議会無定。⑥11月下旬以降、一

日税務署長体験（中学生税についての作文優秀受賞者による）無定。

3、各税務機関からの連絡事項がありました。

中学生の 「税についての作文」 審査会開催予定

令和3年9月21日（火）足立税務署4階共用会議室にて開催予定。

役員一同で厳選な審査を行います。

(P 5から続き)

充実した納税貯蓄組合活動を推進するためには、組織の活性化と財政基盤の確立が極めて重要であることから、役員相互の連携を深め指導体制の強化に努めるほか、組合員の増強と自主財源収入の安定的確保を図る。

- ・専門部会の充実
- ・納税貯蓄組合未組織団体等への加入勧奨
- ・組合員名簿の作成
- ・納税貯蓄組合賛助会員の拡充
- ・納貯共済保険の加入拡大
- ・新規会員の加入勧奨

(6) 青年部・女性部等の増強と充実

今後の納税貯蓄組合を維持、発展させていくためには、事業活動の中核となる青年部・女性部員の増強と自主的活動を推進していくことが極めて重要である。

この認識のもと、バス研修旅行や趣味等を通じた組織の拡大に向けて、当連合会の活力源である両部の増強と充実に引き続き努める

- ・定例役員会の開催
- ・部員相互の親睦を図るためのバス研修旅行等の実施
- ・各種事業実施時における部員の加入拡大
- ・新規会員の加入勧奨

(7) e-Tax・eLTAX及び電子納税制度の普及推進

政府を挙げて取り組んでいる電子申告・納税制度の普及のため、事業活動を通じ推進・PRに努める。

- ・e-Tax、eLTAX及び電子納税制度の普及推進事業の展開
- ・e-Tax、eLTAX及び電子納税制度についての研修会の実施
- ・あだち区民まつり等でのe-Tax及びeLTAXのPR活動の展開

(8) 関係機関及び友誼団体との連携協調

各税務機関の指導を仰ぎつつ、上部団体や他の税務関係団体と常に連携を保持し、特に金融機関に対しては一層の協調体制の確立に努める。

- ・税務当局との懇談会等の開催、出席
- ・城東地区協議会への出席
- ・金融機関との打合せ会の開催
- ・友誼団体との会合における積極的な意見交換

足立納税貯蓄組合連合会行事予定表
(9月以降)

月日	時間	内容・会場
9月21日	10：00～	中学生の「税についての作文」 審査会 足立税務署
未定		東総連城東地区協議会
中止		足立まつり準備（袋詰等） 足立税務署
中止		あだち区民まつり荒川虹の広場
未定		東総連・東京税務協会 納税キャンペーン
中止		足立税務署長を囲む座談会 足立税務署
未定		税務関連三団体税務研修会 足立税務署
未定		足立税務署納税表彰式 綾瀬プルミエ
未定		一日税務署長体験
未定		中学生の「税についての作文」 表彰式,足立区役所庁舎ホール
未定		常任理事会・組合長会議
1月31日		納貯連だより153号発行
未定		金融機関との収納事務打合会 未定
2月中旬～3月中旬		確定申告期「振替コーナー」 足立税務署・区役所



(一般・貸切・引越・移転作業・etc.)
一般貨物自動車運送事業・関自振第2489号

東興運輸有限会社

代表取締役 田谷野 雅史

本社営業所／東京都足立区大谷田5-3-7
電話／03-3606-0115
八潮営業所／埼玉県八潮市南川崎130-3
電話／048-998-1833
損保ジャパン日本興亜（株）代理店



大谷田保険事務所

NIPPONKOA INSURANCE (東興運輸有限会社内)

親切本位 土地・建物・売買・管理
アパート・マンション
賃貸仲介

東京都知事免許（2）第95409

(株)丸善不動産

代表取締役 酒井 真美

足立区足立 4-41-5 TEL.3852-2221
FAX.3880-3333

国税コーナー

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

**登録申請
受付開始!**

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、**e-Tax**
をご利用ください!!



- ☒ 「e-Taxソフト(WEB版)」、 「e-Taxソフト(SP版)」 をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☒ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



「インボイス制度」 ってナニ？

■ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

■ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書			△△商事㈱
11月分 131,200円			登録番号 T012345...
××年11月30日			
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...			
合計	120,000円	消費税 11,200円	
※%対象	40,000円	消費税 3,200円	
10%対象	80,000円	消費税 8,000円	

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)	説明会サイトへ 

都税コーナー

東京都主税局ホームページ
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、**納付書のバーコードを読み取る**ことにより納付することができます。

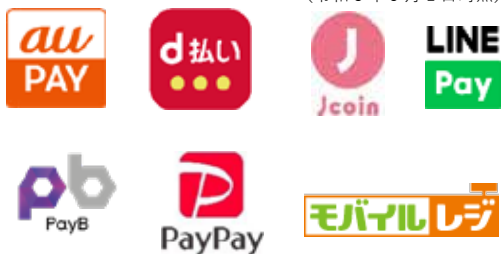
納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円まで
の納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
（※アプリによって利用限度額が異なるため、
利用できない場合があります。）

利用できるアプリ

（令和3年9月1日時点）



注意事項

- **領収証書は発行されません。**
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
- 納付手続完了後に、**納付を取り消すことはできません。**
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※PayBとモバイルレジについては、お支払になる口座に納付金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、令和3年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23区内

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りします。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和3年12月28日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、10月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

インテリア雑貨は

Living Shop YK

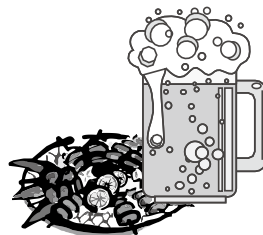
リビングショップYK

株式会社 山崎商店

東京都足立区千住2-22 YKビル1F
TEL 3879-3357

和食館
ぐれーぷ

葡萄



大小宴会承ります(年中無休)

東京都足立区谷中2-7-1 富澤ビル2F
TEL.03(3620)1272

区税コーナー

足立区ホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

☆区民税(普通徴収)の納付には口座振替をご利用ください☆

普通徴収の特別区民税・都民税の納付を口座振替にしてみませんか。

口座振替にしますと、ウツカリした納め忘れがなく、忙しい時にも便利で安心です。もちろん、ゆうちょ銀行も利用できます。組合員の皆様、ぜひご近所の方にも口座振替をお勧めください。

なお、特別徴収の特別区民税・都民税と軽自動車税(種別割)は、口座振替の対象外です。

◎申し込み方法

預(貯)金通帳、通帳の印鑑、納税通知書または納付書をお持ちください。

◎申し込み先

預(貯)金口座のある区内の金融機関、区役所納税課、各区民事務所の窓口

※ 預(貯)金口座のある区外の金融機関や郵送でのお手続きを希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

◎申込受付日と振替開始月

申 込 日	振 替 開 始 月	振 替 日
12月10日まで	1月(第4期分)	1月31日

※ 令和3年度第1期分、第2期分、第3期分、1年前納分の受付は終了しました。

【問合せ先】 納税課収納管理係 TEL **3880-5238**

耳より情報 特別徴収の区民税の納付には「共通納税システム」が利用できます！

特別徴収の特別区民税・都民税の納付方法として、令和元年10月からeLTAXを活用した納税システム「共通納税システム」が全国の自治体で稼働しています。

詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。お電話でお問合せください。

・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

・電話 0570-081459 又は 03-5521-0019

☆復興税(特別区民税・都民税の均等割額の増額)☆

国の法律を受け、平成26年度から令和5年度までの10年間、区内の防災機能の向上を図るため、特別区民税と都民税の均等割額をそれぞれ年間500円増額しています。この復興税を財源とする、橋の補強、公園への防災対策設備の設置、建築物耐震化促進などの区内の防災や減災のための事業は、平成24年度から平成27年度にかけて先行して実施しています。

【問合せ先】 課税課庶務係 TEL **3880-5847**

☆軽自動車税(種別割)の納税と届出☆

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、軽自動車やバイクを所有している方が納める税金です。納期限は、5月31日でしたが、納税がまだお済みでない方はお早めに銀行・郵便局・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所で納めください。

【問合せ先】

納税については 納税課滞納整理第一係 TEL 3880-5236

廃車等の届出については 課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848

※ 登録・変更手続きと問合せ先は、下の表のとおりです。

車 種	登録・変更手続きと問合せ先
原動機付自転車(排気量125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(フォークリフト等)・ミニカー	足立区中央本町1-17-1 課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848(直通)
軽二輪車(排気量125cc超～250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車(排気量250cc超のバイク)	足立区南花畑5-12-1 東京運輸支局足立自動車検査登録事務所 (足立車検場) TEL 050-5540-2031
軽四(三)輪自動車	足立区宮城1-24-20 軽自動車検査協会足立支所 TEL 050-3816-3102

☆特別徴収義務者の皆様へ☆

個人住民税の特別徴収にご協力ください！



個人住民税
PRキャラクター
ぜいきりん

特別徴収とは

事業主(給与支払者)が従業員(納税者)に代わり毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

東京都62区市町村では、原則すべての事業者を特別徴収義務者に指定しています！



特別徴収義務者に指定された事業者へは

特別徴収税額通知書をお届けしています。

特別徴収の事務運用をよろしくお願いします。

- 給与から差し引いた住民税は、翌月10日までに納入をお願いします。
(納期限が土曜・日曜・祝日等の場合は翌金融機関営業日)
- 変更の特別徴収税額通知書が届いたら給与からの差引金額を変更してください。
- 特別徴収対象の従業員が退職や休職などにより給与の支払いを受けなくなったときは、「給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。(翌月10日までの提出が法令で定められています。)※「給与所得者異動届出書」は「特別徴収税額通知書」に同封の「特別徴収のしおり」の中にあります。足立区公式ホームページからダウンロードすることもできます。

【問合せ先】 課税課課税第一係～課税第四係

TEL 3880-5418、3880-5230・5231・5232

緩衝材の加工・販売

株式会社 荒井商店

代表取締役 荒井正行

〒121-0061

足立区花畑2-13-34

TEL.03-3883-4503

FAX.03-3850-0660

各種ゴム製品・総合メーカー

ASAII (株)浅井ゴム製作所

本社・工場

〒124-0001東京都葛飾区小菅3丁目19番12号

TEL. 03-3603-9311 FAX. 03-6662-5988

東京国税局・税務署からのお知らせ

安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内

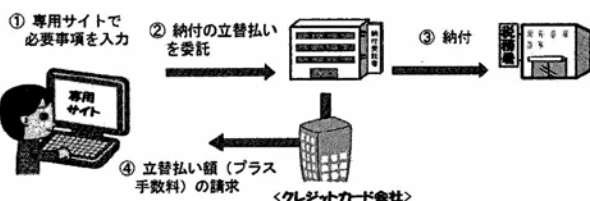
日頃から税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。
国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

この機会に是非、ご利用をお願いします。

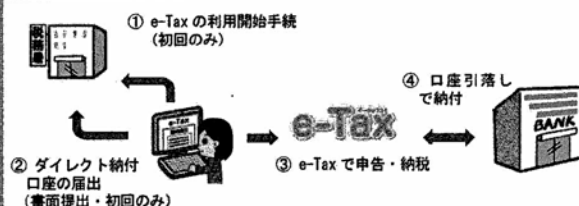
※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所で御案内しております。

「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明手続」
(スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

クレジットカード納付



ダイレクト納付

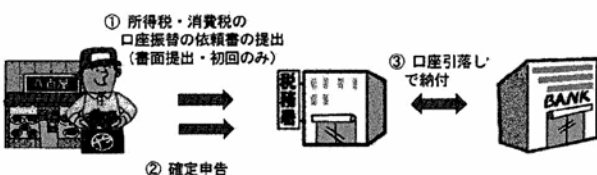


事前手続

e-Tax



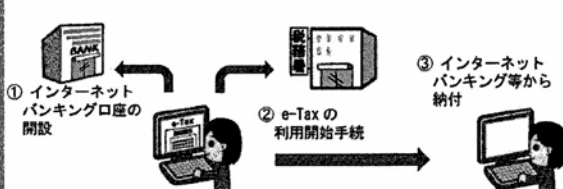
振替納税



事前手続



インターネットバンキング



e-Tax



※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

事前手続

事前に手続が必要です。

e-Tax

e-Tax での利用となります。



東京国税局・税務署

税金のご相談は、税理士部へどうぞ！

(50音順)

小早川会計事務所

税理士 小早川 徹也

〒120-0026 足立区千住旭町 25-5
TEL.03-3888-3686 FAX.03-3879-5467

坂本税理士事務所

税理士・行政書士 坂本 恭正

〒120-0034 足立区千住2丁目 32
TEL.03-3870-7328 FAX.03-3870-7316

櫻会計事務所

税理士 櫻 富夫

〒120-0005 足立区綾瀬 3-27-3
TEL.03-3606-3552 FAX.03-3606-1723

芝野税理士事務所

税理士・行政書士 芝野 浩一

〒120-0034 足立区千住 3-37-7
TEL.03-5244-6577 FAX.03-5244-6578

原島正光税理士事務所

税理士 原島 正光

〒120-0034 足立区千住3丁目5番
第2小寺ビル6F
TEL.03-3879-8832 FAX.03-3879-6476

福井税理士事務所

税理士 福井 英泰

〒120-0037 足立区千住河原町 8-10
TEL.03-3881-9839 FAX.03-3881-7998

村岡税理士事務所

税理士 村岡 喜一郎

〒120-0035 足立区千住中居町 30-8
TEL.03-3879-0004 FAX.03-5244-7570

もろが会計事務所

税理士 諸我 時夫

〒120-0035 足立区千住中居町 18-6
マンション釜鳴302号
TEL.03-3888-4190 FAX.03-3879-4303

八木澤会計事務所

税理士 八木澤 秀夫

〒120-0014 足立区西綾瀬2-18-15
TEL.03-3849-7141 FAX.03-3880-2940

若林税理士事務所

税理士 若林 俊之

〒120-0044 足立区千住中居町 18-10
野中ビル4B
TEL.03-3870-1486 FAX.03-3870-1496

会員リレー投稿

副会長・浅井 弘

8月8日に閉幕した東京五輪2020。

7月23日の開会式前には、開催をめぐって大丈夫なのか？と不安に思っていました。

1年間延期となつての開催、しかも、コロナも未だ終息せずワクチン接種も思うように進まず緊急事態宣言が発令されるという状況のなかでの開催でした。

直前に無観客での開催となり、選手のモチベーションはどうなるかと思っていましたが、日が進むにつれて日本人選手が目覚ましい活躍に驚かされました。

柔道・体操・水泳・卓球などなど、日本人選手は58個のメダルと入賞多数という過去最高の結果を残しました。緊急事態宣言下の私たちに明る



いニュースとして元気を与えてくれました。

しかし、この東京五輪2020は、一年間延期による追加経費や無観客でチケット収入が無くなってしまうなど当初予定より多くの費用がかかりました。

この費用は国と東京都の一般会計から支出され、その財源は税金です。

東京五輪2020、そして現在開催されております東京パラリンピック2020大会が、本当に私たちに勇気と元気を与え「素晴らしい大会だった」と言えるように早くコロナが終息し、以前のように経済活動、特に飲食業などが活気にあふれ、町中に笑顔が戻ることを願っております。

私も「銀ブラ」がしたい…。

編集後記

近頃はコロナ禍で、悪天候や酷暑という事態、悪いことが何重にも重なっています。緊急事態宣言も何回目？、少し麻痺しているような状態になっています。

納貯活動にも制約が生じ、例年のような活動ができなくなっています。当納連の主要事業である「総会」（書面総会で開催）、中学生の作文表彰式、確定申告期の「振替勸奨」、「あだち区民まつり」での広報活動や、都税の北千住駅頭での「振替推進キャンペーン」が中止となってしまいました。

従いまして「納貯連だより」の内容も大幅に変わらざるをえませんでした。今回はその分総会の詳細を掲載しました。また、一四ページには税務署の「キャッシュレス納付」のお知らせを掲載しましたので是非一読ください。

一日でも早く新型コロナウイルス感染症が収束することを願ひ、また政府にはこの事態の真相究明と、このような感染症の将来に對しての対策の構築を進めて欲しいものです。

会員の皆様の万全の対策とご健勝、事業のご発展を祈念致します。

編集委員 W

発行所

足立納税貯蓄組合連合会

発行責任者

会長 八木澤秀夫

編集者

相談役 渡辺 好之

広報部長

副会長 浅井 弘

印刷所

アヤセデジタルクリエイト

消費税の納税準備はあだちせいわで

消費税

店頭表示金利

+0.10%
上乗せ

納税

定期積金

ご契約者さま専用の
「消費税納税融資」
を利用可能

*審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

さらに

経営の改善、経営課題の解決等のお役にたてていただく

『あだちせいわ経営情報レポート』

を126種類ご用意しております。



足立成和信用金庫